

## 第4回東名遺跡保存活用計画策定委員会 議事録

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 委員長あいさつ

### 4 議 事

#### 《報告事項》

- ・第3回策定委員会での主な意見について

#### 《協議事項》

##### (1) 計画案の修正点について

#### 【資料を基に説明】

- ・前回の委員会で出された意見についての修正と、文化庁で指摘を受けた箇所の修正点等をまとめて説明。(資料の赤字部分)

#### 【質疑応答】 ●…委員 ○…事務局 ■…オブザーバー (国交省)

#### 第1章～第4章

- ：先の目次立てには「第3章-3-(3)モニタリング調査の概要」とあるが、本文は「モニタリング調査」となっている。どちらが正しいのか。
- ：「モニタリング調査」が正しい。目次立ての「の概要」は削除してほしい。
- ：第4章-2で「本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素」という長い表現になっているが、それは文化庁の指示に基づくものか。
- ：一応、文化庁が提示している項目立てにも記載されており、他の自治体で作成されている保存活用計画にも使用されていたのでそのまま引用した。
- ：他の活用計画だと「構成する諸要素」をまとめて「構成要素」にして、「構成要素以外の要素」と表現しているところもある。

P57の「⑤史跡の整備活用において調整が必要な要素」の中の「中途半端なものとなっており」という表現は消極的なイメージを受ける。これは「製作途上や検討途上であって、整備段階で有効利用していく予定だ」等といった表現に変えた方が良いのではないか。
- ：経緯を説明すると、あの擁壁は保存盛土工事の際に同時に施工されたもので、整備計画を立てた上でのものではなかった。有効利用を検討する等、積極的な表現に変更したいと思う。
- ：P57の「④史跡の保存管理に有効な要素」のところ、他の遺跡だと標柱や史跡地の

境界杭が要素に盛り込まれているが、東名遺跡ではどうなのか。

- ：遺跡の名前を記したような標柱はないし、きちんとした境界杭もない。
- ：史跡を解説するようなパネルもないのか。
- ：屋外で解説するようなパネルは、史跡地内にも外にもない。
- ：P57の「⑤史跡の整備活用において調整が必要な要素」に記載されている管理用道路であるが、保存管理に有効な部分であれば、「④史跡の保存管理に有効な要素」に記載しておいても良いかもしれない。
- ：管理用道路も、現状ではその存在すら良くわからないようになっている。あってもなくても保存管理には影響がない状況である。
- ：なぜ現状の擁壁や管理用道路をここに記載しているのかと言うと、調整が必要であるためであって、これから整備をしていく上で不必要かもしれないというネガティブな意味合いが強い。場合によっては撤去するような立場をとっておかないと、現状のものをすべて有効活用するという言い方をするとすごく限定された整備になってしまう。あくまでも調整が必要な部分であるということで記載されている。
- ：擁壁等は保存について有効な部分があるのか。
- ：工程上、保存対策と同時に施工されただけで、特に保存に有効なものではない。
- ：擁壁は解説パネルを設置するためだけに設置されたものか。
- ：もともとの計画が解説パネル設置用で、排水等による流水にも耐えうるように強固なものとなっている。「⑤史跡の整備活用において調整が必要な要素」の中の「中途半端なものとなっており」という表現は、利用できるものは利用してというような表現に変えたいと思う。

## 第5章

- ：P67にガイダンス施設の整備が必要とあり、既存の「東名縄文館」もガイダンス施設という表現をされているが、整備の中で新設される可能性があるのであれば、区別をするような表現に変えた方が良いのではないかと。
- ：分かりやすい表現に変えたいと思う。
- ：これは保存管理計画書なので、遠慮せずに脆弱遺物や重要文化財の保存管理も含めたガイダンス施設の整備を行うということを強く謳っていく必要があると思う。
- ：それと同時に出土遺物の収蔵等は関連してこないのか。
- ：あくまでガイダンス施設なので、展示公開が中心となる。脆弱遺物や重要文化財の保存管理までは記載できていると思っているが。
- ：新設する可能性のあるガイダンスをどのような施設にしようと考えているのか。
- ：その辺はまだ具体的でない。例えば、今計画している埋蔵文化財センターにガイダンス機能を持たせるような施設とすれば、出土遺物の収蔵等も当然可能となる。今のところ具体的に決定していないので何とも言えない。

- ：出土遺物の収蔵まで考えるかどうかは別として、とにかくきちんとしたガイダンス施設は必要なので、「東名縄文館」とは区別できるような表現にした方が良い。
- ：将来的に出土遺物の多くが国重要文化財指定を受ける可能性があるので、編みかご等保存処理をした遺物の保管収蔵のことも考える必要があるのでは。
- ：編みかご等、保存処理をした遺物がすべて国重要文化財指定を受けるわけではない。その辺も含めて、保存管理の部分（P64/20 行目）で「温湿度管理できる施設に収納する必要がある」と記載している。
- ：P65 の 2-(1)-②は、遺跡の本質的価値が保存盛土下に保存されているため、直接活用（見学等）することができない。それを補うためにも発掘調査によって得られた出土遺物や調査記録を十分に活用する必要があるという言い方にした方が良いのでは。
- ：そのような言い方に変更したいと思う。
- ：1 点目は P67 と P57 の【巨勢川調整池の景観】のところで、P67 の方は「水辺や生物を育むビオトープの風景が水辺における風景は縄文時代の景観を彷彿させる」と読めるので違和感がないが、P57 の方は「人工的な巨勢川調整池が縄文時代の景観を彷彿させる」と読めるので、P67 に近い表現に変えた方が良いと思う。  
2 点目は、P67 の【史跡地周辺の景観】の部分で、「東名遺跡が広大な佐賀平野形成の原点であり」という記載があるが、遺跡が平野形成の原点というのはいり得ないので表現を変えた方が良いと思う。
- ：検討して表現を変えたいと思う。

## 第 6 章・第 7 章

- ：P70 の大綱の説明文の部分が、最初に活用ばかり記述されているので、最後の 3 行「地域の宝である東名遺跡を～保存・継承していくことを目指す。」を最初にもってきてはどうか。十分に保存管理した上で活用していくというふうにした方が良いと思う。
- ：そのように変更したい。
- ：調整池のゾーン分けだが、調整池完成前に国交省が活用について地元との話し合いの中で計画したものを参考にしたという事だったが、そうであれば、その旨記載した方が良いのではないか。地元のコンセンサスが取れているということにもなるので。
- ：まだ詳しい経緯を調べていなかったなので、調べて記載したい。
- ：調整池内のゾーン分けは、史跡の保存で記載されているが、史跡の活用についてもこのゾーンを活かしていくのか。
- ：第 9 章の史跡の整備の中でもこのゾーン分けを使用している。ただし史跡地以外のゾーンの範囲が広く、国交省との調整がかなり必要となってくる。
- ：確かに史跡地だけでは活用が難しい。これが地域のコンセンサスの基に成り立っているのだとしたら、そういう記載があった方が良い。
- ：特に史跡の保存については、エリア 6 と同じレベルにあるのだから、当然考慮する必

要があるだろう。

- ：このゾーニングについては、調整池が完成する前に地元と国土交通省が、壮大な夢構想をかかげて調整池を十二分に活用してはどうかという話をしていた際に作成したもの。まだ、東名遺跡の発掘調査が開始される前の話である。現状では本当に夢物語になってしまっているわけだが。また、エリア 3 やエリア 4 に 2 ヶ年にわたって佐賀県の補助を受け、NPO 東名縄文の会で植栽を行った。しかし土の関係もあって、生育が非常に悪い。そこで盛土をして桜並木を設置するなどの意見もあるが、なかなか難しいところではある。縄文の森も年に 2 回除草を行っているが、生育が芳しくない。調整池の堤防沿いも防災施設であるので、どこにでも植栽ができるわけではないというのが現状である。

## 第 8 章

- ：2-(1)調査研究の部分で、一旦整備してその後忘れ去られる遺跡というのは情報発信が無い遺跡で、そういう意味では活用してもらい素材、注目してもらえ素材を常に満たしていかななくてはならない。そのためには継続的な調査研究が必要である。現状で東名遺跡には様々な研究者による研究成果があり、「ネットワークを構築し」という言い方も「すでにある地盤をさらに強固にし」といった表現に、他地域との連携については、「国内外の地域と」という表現に変えた方が良いと思う。また、東名遺跡による調査研究の方法や経験を積極的に伝えていく、発信していく、それが学術的な向上へつながるといような表現も加えた方が良いと思う。

### 《協議事項》

#### (2) 史跡の整備について

##### 【資料を基に説明】

【質疑応答】 ●…委員 ○…事務局 ■…オブザーバー（国交省）

- ：モニタリングを実施している計器の設置場所がわかる図はあるか。
- ：P47 の図 3-54 に示しており、P48 の表 3-4 に計測可能なものと、故障しているものがわかる表を掲載している。
- ：次回のモニタリング委員会でも諮ってみようと考えているが、計器は必ずしも貝塚そのものに設置する必要はないだろう。貝塚周辺の同じような環境の場所であれば良いだろう。またモニタリング結果に 10 年間大きな変化がなく、代表できる場所があれば、計器自体を減らすということも含めて、モニタリング委員会に提案しようと思っている。そういう意味でも「故障が目立つ」（P81/下から 9 行目）という言い方ではなく、「必然的に計器の取り替えが必要であり、遺跡を壊すことになりかねないため、その対策を講じる」くらいの言い方にして、将来的には遺跡に直接影響の無い場所でやるか、計器の数を減らす等で検討していった方が良いだろう。遺跡保存と環境調査を共存させていく

方向で考えていくべきだろう。

図 9-1 (P83) と図 7-1 (P76) は全く同じ図なので、図 9-1 の方にモニタリング計器の設置場所等を入れてみてはどうか。

- ：【史跡地外】の部分に、出土遺物・記録資料を管理する施設の設置について記述する必要はないか。P64 や P72 でも温湿度管理ができる施設の必要性が記載されており、その解決方法を整備のところ記述する必要があると思う。
- ：その部分については付け加えたいと思う。
- ：この計画は、遺跡の保存活用における基本になるものと思うが、具体的な整備についての程度の効力があるものなのか。
- ：この計画は、基本的な保存活用に関わる方向性や方針を定めるもので、具体的な内容については、それぞれ個別の計画で決めていくものと考えている。
- ：例えば、調整池のゾーン分けのようなものはコンセンサスを得ておいた方が良くて、具体的な整備内容についてはどうなのか。
- ：表 9-1 (P83) でも「整備内容案」としており、具体的なところまでこの計画で決定するわけではない。
- ：【史跡地の整備】のところで、「体験学習やイベントに使用できる集石炉の設置等」とあるが、史跡地内に設置するという点で良いのか。
- ：基本的に表面表示は地下に埋蔵されている遺構等を表現する。地下に埋蔵されていないような遺構を表現するのはどうなのか。
- ：確かに多数の集石炉が確認された微高地は現存しておらず、史跡地内には無いが、貝塚部分（史跡地内）にも少数ではあるが集石炉は確認されている。
- ：事実上河川の中にある史跡地はどのような活用ができるのか。
- ：水位を変えるような大きな構造物や排水時等に障害になるような構造物の設置でなければ、表面表示等も可能である。
- ：そういうことであれば、既存の擁壁もパネル掲示等に最大限活用した方が良いだろう。整備・活用における史跡地と史跡地外の設定がしっかりこない。全体の中で史跡地がうまく組み込まれてくるような形が見えてこない。史跡地を活用するには史跡地外を一体的に活用しないとうまく活かさないという考え方で良いか。
- ：そのとおりである。
- ：そういう意味では、エリア 2 についても多目的広場として活用するのではなくて、史跡地は遺跡のイメージがつかめるような表現、活用をする場で、それ以外の活用についてを史跡地外で行うように考えてはどうか。
- ：史跡地はそんなに水に浸かることはなくても、雨期にはいくらか浸かってしまう可能性があるのですが、表面表示はするが、調整池の運用に支障が無いように配慮するとともに水に浸かっても支障がないものにする必要があるということを書き加えた方が良いでしょう。さらに現地に近づけない時期もあるので、史跡地外でも史跡地と同じような体験ができる

ように整備しておく必要があるという形で、ガイダンス施設とも結びつけるような記述をしてはどうか。

また、誘導サインや説明板等はエリア 5 にも設置可能なのか。

- ：可能ではあるが、どの程度の規模かによる。
- ：基本的に史跡地と史跡地外とで性格を分けて、それぞれが補うような活用を行うという記述をすれば良いのではないか。
- ：そういう意味では史跡地をどのように活用するのかという方向性を明確にした方が良いのではないか。発掘調査が行われた貝塚は東アジアでも有数の貝塚であり、それが史跡地にも埋蔵されているわけであるから、それをいかに活用し保存していくかということであると思うので。
- ：そのことについては検討し修正をしたい。
- ：P81 の整備の方向性の部分と P82 の(3)周辺との一体的な整備のところ、「自然景観」とあるが、巨勢川調整池は人工物であるので、要素が人工物で構成されていない「自然環境」という言葉に変えた方が良い。
- ：P81 の緑枠内の基本方針と方向性は書体を変えているが、同じような内容であるので、同じ書体に変えた方が良いのではないか。
- ：同じ書体に変えたいと思う。

### (3) 運営・体制の整備について

#### 【資料を基に説明】

【質疑応答】 ●…委員 ○…事務局 ■…オブザーバー（国交省）

- ：史跡の保存、史跡の活用、史跡の整備までは、基本方針と方向性が色枠付で記述されているが、運営・体制の整備だけはそれがないがなぜか。合わせた方が良く思うが。
- ：運営・体制の整備だと他とは違い、方向性の部分を書きづらいところがあった。他と合わせて色枠付の表現にしたい。
- ：2-(1)で「佐賀の魅力を再発見できる機会」とあるが、これまでこういう表現が無かったところに急にこういう言い回しが出てくるので、もっと別の表現に変えた方が良く思う。
- ：適切な表現に変えたいと思う。

### (4) 施策と経過観察について

#### 【資料を基に説明】

【質疑応答】 ●…委員 ○…事務局 ■…オブザーバー（国交省）

- ：表 11-1 (P86) の史跡の保存(3)の「保存処理遺物等を保管する温湿度管理可能な施設の検討」と「写真フィルムを保管する温湿度管理可能な施設の検討」とあり、「検討」であれば短期施策ではないか。

- ：検討ではなくて整備という言い方にしても良いのではないか。
- ：検討という表現も含めて修正したいと思う。
- ：この計画は、保存・活用・整備の順番で書かれているが、保存・整備・活用の順番ではないのか。表 11-1 (P86) でも、保存→整備→活用の順に短期施策から中長期施策になる傾向が強くなる。図 11-1 (P87) の保存・活用・整備の矢印も妥当なのか疑問がわいた。
- ：文化庁の考え方として、整備は保存と活用をつなぐものとされている。保存すると活用がしにくかったり、活用すると保存にならない部分があるので、そこを整備でうまくつなげるという考え方。
- ：この計画の保存・活用・整備の考え方は文化庁の方針ということで良いのか。
- ：基本的にはそのとおりである。
- ：以前は文化庁も保存・整備・活用の順番で考えていたが、近年は世界遺産の登録等もあり、文化財を観光に活かすという部分がクローズアップされ、文化庁も一昨年くらいから考え方を換え、活用の部分に重きを置くようになった。